

## 幼稚園預かり保育料(「生駒市立幼稚園預かり保育実施規則」(教育委員会規則)の改正)について(案)

【改正の主旨】R 元年10月に行った、市立幼稚園での預かり保育の保育料改定以降実施してきた、実態調査により、1 時間 300 円と値上げの対象となった(無償化の対象とならない)場合の利用の事由において、保護者の就労が利用時間帯によっては、過半数いらっしゃる事が分かった。

また、この間、市民から寄せられた声や議会市民文教委員会(R2 年 3 月 13 日)での意見をふまえ、実態に即したきめ細やかな対応として、短時間就労及び多子世帯の負担軽減を目的とし、規則の改正を行うものである。

### 【改正内容】

#### 1 パートタイム労働など短時間の就労形態においても、値上げ前の保育料とする

・保育の必要性の認定(保育所入所基準)については、「子ども・子育て支援法施行規則」において、「1 月 48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める」とあり、生駒市は、64 時間を採用。

・幼稚園の預かり保育では、この時間要件を緩和する。

<現行> 下記の要件を満たす者については、150円/1hの預かり保育料、かつ幼児教育の無償化の対象

	生駒市(保育所入所基準に準拠) 要件を満たす場合は保育の必要性がある(新2号認定児)として認定される。
居宅外労働	週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> 労働することを常態とする場合
居宅内労働	日常の家事以外に自宅で週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> 仕事をしている場合
出産	出産月とその前後2ヶ月の間
傷病・障がい等	疾病、障がい等を有している場合(医師が保育が困難と診断した場合)
看護・介護	親族に疾病、負傷、障がいのある人がいるため、週3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> 看護・介護に当たっている場合
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
その他	次にあげるいずれかに該当する場合 ①求職のため昼間外出することを常態としている(起業準備を含む)。 ②技能取得のため昼間に職業訓練校等に通学している (週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> )。 ③修学のため昼間学校等に通学している (週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> )。 ④児童虐待のおそれがある場合及び保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合

<改正(案)>

「64時間以上」を「48時間以上」とし、預かり保育を150円/1hで利用できる要件を新たに追加。

ただし、幼児教育の無償化の対象とはならない、市独自の基準となる。

## 2 きょうだいで利用時の負担軽減

同一世帯から2人以上が同一の幼稚園に在籍し、預かり保育を利用される場合、第2子以降の預かり保育利用料の額は、0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、多子世帯の負担軽減をはかる。

### <きょうだい利用保育料>

- ・150円/1hの場合 第1子:150円 第2子以降:70円
- ・300円/1hの場合 第1子:300円 第2子以降:150円

### <令和2年度 見込み数>

- ・対象者数 156人(78組)
- ・推定利用率 30%(R1年10月～R2年1月 利用者/園児数から算出)
- ・利用者数推計  $156人 \times 0.3 \div 8園 = 5.85人$  (2.9組)